

令和7年度北栄町農業施策に関する意見書に対する回答について

令和8年1月21日

北栄町農業委員会長 竹原 正純 様

北栄町長 手嶋 俊樹
(公印省略)

令和7年12月16日付の「令和7年度北栄町農業施策に関する意見書」で提案のあったご意見については、農業委員会等に関する法律第38条第2項の規定に基づき、下記のとおり考慮し農地等の利用の最適化の推進に関する施策を行っていきます。

1 「地域の農業を守るための、耕作放棄地対策」

北栄町は現在、農業振興の維持発展のため、農業者への支援事業、新規就農者の確保、農地・農業水利施設等の保全に力を入れ取り組んでいます。

一方、北栄町の農業の現状は、高齢化等による農業者の減少、経営規模の縮小、担い手確保に苦慮しています。この状況が続くと、「耕作農地」が一時的に農作物の栽培を休止する「休耕地」になり、やがて「耕作放棄地」に変わります。耕作放棄地の増加抑制に向け、休耕地対策の取り組みに向けた検討を進めます。

①町民農園等の整備については、他市町の町民農園・農業公社等の整備状況の取り組みを確認します。

②「粗放作物（サツマイモ等）」の導入奨励については、農地維持の有効性の検討が必要です。そのため、現時点では考えていません。

③耕畜連携は、現在、町酪農組合と一部の水田営農組合が連携して取り組んでいます。なお、砂丘畑での取り組みは、大型トラクターが灌がい施設を損傷させる恐れがあるため困難のようです。

2 「地域の農業を守るための、農地を維持する支援策」

北栄町の農地で特に休耕地が多くみられる砂丘畑については、現在、「北条砂丘営農推進研究会（構成員：鳥取県、JA鳥取中央、北条砂丘改良区、町ほか）」で、砂丘地農業の将来における振興方向を検討をしているところです。

ご意見のありました「サツマイモ栽培」については、当研究会でも共有し、休耕地活用の具体的な対策として、その取り組みが可能であるか検討します。また同時に、町では休耕地活用に必要な農業関係人口を増やすため、その創出方法を検討しています。

3 「地域の農業を守るための、多様な農業関係人口の増加策」

今後の北栄町農業を守るためには、「農業者」及び「農業作業員」の確保が重要であり、現在においても関係機関と連携し人材確保に取り組んでいます。

なお、令和7年度から「地域おこし協力隊制度」を活用した新たな手法で『新規就農と事業継承を視野に入れた農業者の確保』に取り組んでいます。

その他、農業作業員の確保のため、求人サイトを活用し、町民及び町外者の農業関係人口を増やす取り組みについて検討しています。

4 「地域の農業を守るための、米生産低コスト化対策」

コメ生産の低コスト対策となる「直播き栽培」については、「乾田(かんでん)」と「湛水(たんすい)」の方法があり、また、雑草防除、水管理などの対策の検証が必要であるため、推奨する段階ではありません。まずは、町内の集落営農組織、鳥取県（普及所含む）、JA鳥取中央と連携し、普及について研究します。

5 「地域の農業を守るための、家族農業（小規模農家）の役割と支援対策」

地域計画に位置付ける農業を担う者は、①認定農業者、②認定新規就農者、③集落営農、④基本構想水準到達者、⑤農地を継続して利用する者と規定されており、北栄町では、①～④は必須とし、⑤は「①～④」を概ね満たす一部の農業者を位置付けています。

理由は、国県の各種支援事業、融資制度等の活用にあたり、地域計画への位置づけが要件となっているためです。

ご意見のありました、小規模農家の支援については、北栄町農業の維持のために重要な役割を担っていただいていることを認識しており、支援事業の拡充について国県へ要望をしているところです。なお、町単独の支援事業については、町内の他産業（事業者）とのバランスを踏まえ、現時点では、今以上の支援を考えていません。

6 「地域の農業を守るための、新規就農者への経営診断や営農指導対策」

今後の北栄町農業を支える新規就農者に対し、就農後5年間は、年2回、普及所、JA鳥取中央、金融公庫等の関係機関を交え就農・経営状況を確認しています。その他、必要に応じ、町就農営農相談員、普及所が就農状況の確認、助言を行っているほか、農業士会、各生産部が開催する研修会をとおり、新規就農者のフォローアップをしています。

引き続き、新規就農者が困らないよう、各関係機関が連携を密にし、農地の相談があった場合等は、貴委員会、各生産部等との連携も図ります。

7 「地域の農業を守るための、有害鳥獣対策と地域環境美化対策」

北栄町の有害鳥獣被害は、イノシシ、カラス、アナグマ、ハクビシン、ヌートリアの報告が農業者から多くあり、これらの捕獲は、町の有害鳥獣対策実施隊、集落支援員、ヌートリア捕獲従事者が担っています。

また、獣害対策として、令和6年度から貴委員会からご提案いただいた鳥獣の捕獲場所を農業者等にお知らせする「捕獲マップ」を町ホームページに掲載しています。

国県の有害鳥獣対策防止事業の活用にあたっては、農業者からの被害報告が要件となっているため、各生産部、町報等をとおりして周知を行っています。

町支援事業では、令和5年度から、捕獲従事者の増加と、生活環境と農林業等への鳥獣被害の減少を目的に、地域で取り組む有害防止対策事業を制度化し、これまで1組織が活用しています。今後も制度周知を行い、地域での防止活動を推進します。なお、捕獲後の処理施設については、埋設処理施設の整備を検討していますが、自家消費のための食肉加工施設整備については、考えていません。

農地の環境美化に向けては、引き続き担当部署との連携を図ります。

8 「地域の農業を守るための、防潮松の松くい虫被害対策」

北栄町の砂丘地農業にとって、防潮松は必要不可欠です。町では防潮松の保全のため、鳥取県、鳥取大学、自治会等と連携し、町松くい虫被害対策会議等を踏まえ、松くい虫防除事業により、松林の維持を目的に「予防」「駆除」「樹種転換」に取り組んでいます。

今後も引き続き、関係機関との連携、また必要に応じた国県要望を行い、防潮松の保全に取り組みます。

なお、長芋集荷場周辺の枯松対応については、令和8年度に県が「保安林改良事業」により、海沿いに強い抵抗性クロマツや広葉樹の植栽を行う予定です。

9 「地域の農業を守るための、由良川改修にかかわる塩分遡上対策と水田灌がい用水の塩分対策」

由良川改修における大誠地区の塩水遡上については、河川管理者である鳥取県、地元関係者においてその対策についてこれまで検討を進められ、令和8年度には、大島地区に「表層取水堰」を県が設置される方針です。

町としましても、農業者が安心して水田活用ができるよう、関係者との連携を図ります。